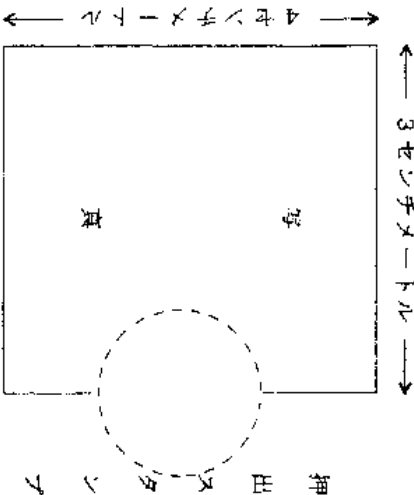


表 面

第 号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第40条第 2 項の規定による立入検査をする職員 の身分証明書
職名及び氏名
年 月 日生
年 月 日交付
発行 者 名 印


容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律抜すい

- 第40条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 第40条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

2 発行者は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。